

浴室設置型衣類乾燥機の設置基準

令和 6 年 11 月 1 日
春日井市消防本部

1 適用範囲

この基準は、電気を熱源とし、温風を吹き出すことによって衣類を乾燥させることを主な目的として浴室等の天井に組み込まれて設置される乾燥機（以下「浴室設置型衣類乾燥機」という。）に対して適用するものとする。

2 電気用品の基準

浴室設置型衣類乾燥機は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）別表 8（44）電気温風機又は同表（76）電気乾燥機の基準に適合し、電気用品安全法（平成 11 年法律第 121 号）第 10 条の規定により表示（**別図 1** 参照）がされたものであること。

3 構造等

(1) 浴室設置型衣類乾燥機の構造等

浴室設置型衣類乾燥機は、次によること。

- ア 衝撃、振動、加熱等により容易に亀裂、破損及び変形を生じないものであること。
- イ 浴室設置型衣類乾燥機の外かく表面温度が、摂氏 100℃未満であること。
- ウ 温風の吹出し温度は、摂氏 90℃未満であること。
- エ 熱源である電熱装置の容量は、3 kW 以下であること。
- オ 次の安全装置が設置されていること。
 - (ア) 温度が過度に上昇した場合において、電熱装置の電源を遮断する装置
 - (イ) 送風機が故障した場合において、電熱装置の電源を遮断する装置

(2) 排気用ダクトの構造等

浴室設置型衣類乾燥機に接続する排気用ダクト（以下「ダクト」という。）は、次によること。

- ア ダクトは、不燃材料又は国土交通大臣の認定及び一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定を受けた耐火二層管で造られたものであること。
- イ ダクトは、浴室設置型衣類乾燥機専用のものであること。ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室（以下「洗面所等」という。）のダクトと接続されている場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で作られている場合は、この限りでない。
- ウ ダクトが延焼のおそれのある外壁を貫通する場合は、貫通部に防火ダンパーが設けられ

ていること。

4 離隔距離

浴室設置型衣類乾燥機本体及びダクトの周囲には、次の距離を保つこと（別図2参照）。

- (1) 浴室設置型衣類乾燥機本体は、可燃性のある部分（機器の取付け部分を除く。）から100mm以上の距離を保つこと。ただし、可燃性の部分を厚さ9mm以上の不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。
- (2) ダクトは、可燃性のある部分から50mm以上の距離を保つこと。

5 付属機器等

- (1) 衣類吊下げ金具は、温風吹出し口から200mm以上の距離を保つこと。
- (2) 断熱材及び吸音材を使用する場合は、グラスウール、ロックウール等の不燃材料を使用し、機器を覆わないこと。
- (3) 取付材及び取付補強材は、不燃材料を使用すること。
- (4) 点検口を設け、浴室設置型衣類乾燥機及びダクトの点検及び整備が容易にできるよう施工すること。

6 緩和基準等

- (1) 一般社団法人日本電気工業会（JEMA）の定める「組込形浴室用衣類乾燥機等の設置に関する自主基準」（以下「自主基準」という。）に適合した機器にあつては、上記3(2)ウ、4(1)及び2)、5(1)及び3)の基準によらないことができる。

この場合における機器の各距離については、自主基準に定められた距離以上とすること。

- (2) 本基準によらず浴室衣類乾燥機を設置しようとする場合は、消防本部予防課において、製造者からの申請に基づき個別に審査するものとする。

別図1 電気用品安全法による表示の例



別図2 浴室設置型衣類乾燥機の設置例

